

戸田市立児童センターにおける
新型コロナウイルス感染症対策基本方針
【ガイドライン】

初版

児童青少年課

1. はじめに

児童センターにおける感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、再開することは困難であり、このような状態が長期間続けば、子供の学びや心身の健康などに関して悪影響が懸念される。

そこで、「社会全体が、長期間にわたりこの新たなウイルスとともに生きていかなければならない」という認識に立ち、その上で、子供の安心・安全な居場所を確保し、健やかな成長に悪影響を及ぼさないようにするため、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に再開していく。

そのために、戸田市立児童センターの再開にかかる基本的事項・最低基準として、ここにガイドラインを定める。

なお、感染拡大状況を注視し、状況に応じて臨機応変に対応するとともに、ガイドラインも随時改定していく。

2. 基本的事項

① 「3つの密」の回避の徹底

- ・定期的な換気の徹底
- ・社会的距離（最低1m、できれば2m以上）の確保
- ・近距離での会話等密接場面の回避

② 共用箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の定期的な消毒

③ 利用者の氏名、緊急連絡先の把握

利用者の受付を徹底し、受付票等により、氏名・緊急連絡先を把握する。

④ 人数・定員制限

社会的距離を確保し、かつ、定員の50%以下になるように制限する。

⑤ 時間制限・対象者制限

状況に応じて、利用時間・利用対象者を制限する。

⑥ 活動制限

料理、合唱、管楽器、ダンス等、密集する運動、近距離で組み合う・接触する運動は、原則不可とする。

⑦ 利用者への周知

取組事項・利用方法について、ホームページや掲示によって、利用者に周知する。

（参考資料「公共施設等の利用再開について」記3中の別添3～5を参照）

3. 利用者への依頼事項

(1) 体調の確認

原則、来館前に検温していただく。していない場合、職員において検温する。

また、発熱や呼吸器症状がある方は利用不可とする。過去に発熱等があった場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは利用不可とする。

さらに、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航ならびに当該在住者との濃厚接触がある場合には、利用を控えていただく。

(2) マスク着用の協力

館内では基本的にマスク着用を促す。持参していない場合、提供できるものがある場合は提供する。

ただし、原則3歳以上とする。また、運動時や十分な距離が確保できる場合は、この限りではない。

熱中症にも注意するよう、積極的に声かけをする。

(3) 手指消毒または手洗い徹底の協力

(4) 咳エチケット徹底の協力

(5) 社会的距離（最低1m、できれば2m以上）の確保

(6) 食事の制限（水分補給は可）

(7) 利用時間短縮の協力

(8) 連絡先等の把握

受付票等により、利用者全員の氏名・緊急連絡先（※）・入館時刻等を確認する。

※ 保護者同伴の場合：保護者の連絡先

子どものみの場合：連絡先または学校名・クラス

また、感染者が確認された場合、保健所等へ情報提供する必要がある旨を周知する。

貸室利用時は、以下を確認する。

(1) 検温、手指消毒、マスク着用協力（原則3歳以上）

(2) 体調（発熱や風邪症状等ないか）

(3) 活動内容（密着、飛沫が飛ぶ活動は行わず、社会的距離を保つか）

(4) 定期的な換気の実施

(5) 利用者全員の氏名・連絡先の把握

(6) 施設管理者からの感染防止のための指示等に従うこと

4. 職員の衛生対策

(1) 手洗い、咳エチケットの徹底。

(2) マスク着用の徹底。

(3) 出勤前の検温、体調の確認の徹底。

- (4) 受付カウンターへのビニールカーテン等の設置。
- (5) 体調不良時の対応・連絡体制
 - ① 職員が感染者となった場合
原則、検査結果が陰性となるまで、出勤を自粛する。なお、職員の補充体制を整えておく。
 - ② 職員が濃厚接触者となった場合
原則、検査結果が陰性となるまで、または、感染者の検査結果が陰性となつてから2週間経過後まで、出勤を自粛する。なお、職員の補充体制を整えておく。
 - ③ 職員に発熱など、風邪の症状がある場合
原則、出勤を自粛する。過去に発熱等があった場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは同様とする。なお、職員の家族に症状がある場合も同様とする。また、職員の補充体制を整えておく。

5. 環境整備

- (1) 定期的な換気の実施（密閉された部屋は極力使用しないか、使用后その都度換気・消毒を行う）
- (2) 入口等への消毒液の設置
- (3) 館全体や諸室の利用人数制限
- (4) 机・椅子等の数・配置の工夫
- (5) 共用箇所・遊具・備品等の定期的な消毒
- (6) 正しい知識（感染症対策、手洗い方法）等の啓発・掲示
- (7) 巡回時に利用状況・体調不良者の確認・声かけ

6. イベント・講座

当面の間、中止とするが、状況に応じ、対策の徹底が取れるものから段階的に実施していく。

7. 必要物資の調達

原則、指定管理者において調達する。

8. 感染者発生時の対応

利用者に感染者又は濃厚接触者がいる（いた）ことが判明した場合の対応は以下のとおりとする。

- (1) 感染者等発生
 - ①保護者等からの報告、②市からの報告、③保健所からの報告等により、感染者又は濃厚接触者が利用者にいる（いた）ことを把握。
- (2) 市へ報告
直ちに施設を閉鎖（臨時休館）するとともに、速やかに人数、症状、対応状況等を

児童青少年課（048-441-1800）に報告（②市からの報告により把握した場合を除く）（開庁時間外については、宿直経由で職員に連絡する）し、その後の対応について協議する。

児童青少年課は、関係部署（福祉部等）に報告し、情報の公表範囲・公開方法等について協議する。

（3） 保健所へ連絡

南部保健所（048-262-6111）に、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、対応について指示を仰ぐ。

（4） 対応状況等の記録

上記報告等のため、対応状況等について適宜記録し、保管する。

9. その他

国・県・市の通知・方針等が改定・発出された場合については、それに従う。また、ここに定めがないものについては、市と指定管理者において協議するものとする。

参考資料

- 児童館のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（R2.6.10 児童健全育成推進財団）
- 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（厚生労働省）
- 令和2年度の熱中症予防行動について（R2.5.26 環境省、厚生労働省）
- 2歳未満の子どもにマスクは不要、むしろ危険！（R2.5.25 日本小児科医会）
- 学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（R2.5.21 スポーツ庁）
- 公共施設等の利用再開について（R2.5.29 戸田市福祉保健センター）
- 公共施設の貸室再開における利用制限について（R2.6.8 戸田市福祉保健センター）
- 新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）（R2.5.1 文部科学省）
- 県立学校の再開について（R2.5.22 埼玉県教育局）
- 学校再開に向けた教育局・県立学校の感染防止対策について（R2.5.22 埼玉県教育局）
- 社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（R2.5.25 スポーツ庁）
- 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の個人情報保護法の取り扱いについて（R2.4.28 厚生労働省）

【改訂履歴】

初 版 令和2年6月17日